

セクシュアルハラスメントを受けて精神障害を発病した方が、適切に労災認定されるための問題点や改善点について

20011 年 3 月 1 日

弁護士 大塚孝子

1 セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）の事実認定の困難性

（1）セクハラ判断要素

- ① 性的言動の存在
- ② 意に反する性的言動であったか否か

（2）判断が困難であることの理由

性的接触を伴う行為については、多くの場合第三者がいない密室で行われる職場や大学等での支配従属関係を利用して引き起こされる場合、被害者が被害の最中抵抗しなかったり、被害を直ぐに訴えなかったりするものが通例であり、加害者より事実そのものを否定されたり、恋愛関係にあった等意に反する性的言動であることを争われる場合が多い

（3）セクハラの実事認定に関する判断基準

当事者の行動に関する経験則のとらえ方

＜従来の判例の考え方＞

通常一般人の通常時における合理的行動に関する経験則で判断⇒セクハラ判断が否定される傾向

＜最近の判例の考え方＞

支配従属関係を利用した性的言動である場合、被害者は対等な当事者間での行動とは異なった行動をとらざるを得なくなるとの経験則の確立

*平成9年11月20日東京高裁判決 判タ1011.195 労判728.12

*平成10年12月10日仙台高裁秋田支部判決 判時1681.112 労判756.33

（4）判断をする場合考慮する事項

- ① 時系列に沿った、具体的な事実関係の確認
 - ② 個別具体的な供述
 - ④ 証拠の検討
- 物的証拠(手紙、日記、録音テープ等)の存在
当事者本人のメモ
鑑定意見書（カウンセラー等）

証人からの聞き取り 被害者から相談を受けた者、他の被害者、カウンセラー

2 セクハラ行為の違法性の判断

(1) 行為形態により違法性の程度に幅がある

暴行・脅迫を伴う場合⇒刑法の構成要件に該当し、違法性が強い

自らの地位を利用して関係を強要⇒違法行為に該当する

身体接触行為・性的発言・態度⇒全てが不法行為となるほどの違法性がある
とは言えないが、社会的に見て不相当とされる場合には、違法性がある。

(2) セクハラ行為により受けた損害の大きさにより違法性の程度に幅がある。

(3) 継続的加害行為による違法性の増大

継続的に繰り返されるセクハラ行為も多い

(4) 事業主の措置義務違反行為による違法性の増大

＜使用者責任追及の法的根拠＞

- ① 民法 715 条による使用者責任、② 民法 709 条そのものによる不法行為責任、③ 民法 415 条による債務不履行責任

＜責任の根拠＞

- ① 事前措置義務に違反

- ② 事後措置義務に違反

事実調査の実施義務 被害拡大の回避義務（解雇・退職勧奨・雇い止め等の回避）、再発防止義務

3 セクハラ行為と精神的障害発症との因果関係

(1) セクハラ行為が業務上の行為と判断されない場合 因果関係がない

(2) セクハラ行為が業務上の行為と判断された場合、精神障害発症との因果関係の有無が問題となる。

裁判上は、セクハラ行為と被害の発生について相当因果関係があることの証明が必要

*平成 13 年 11 月 30 日東京地方裁判所判決 判時 1796.121 労判 838.93

*平成 14 年 3 月 12 日旭川地裁判決 判タ 1169.274

4 損害賠償として

民法上の損害賠償としては、①慰謝料、②逸失利益、③後遺障害による慰謝料・逸失利益、④治療費、⑤弁護士費用

- ① 慰謝料の高額化 750 万円

- ② 逸失利益 6 ヶ月から 1 年位か
- ③ 後遺障害による損害の認定 PTSD との診断

5 認定の際の問題点や改善点

(1) 業務上の行為としてのセクハラの認定について

セクハラは職場等における支配従属関係にある場合に起こりやすい行為であり、そのような状況下ではセクハラに対して、被害者が抵抗しない、直ぐに訴えない、関係が継続することがあるとの経験則が存在することを理解していただき、業務上の行為としてのセクハラの認定を行っていただきたい。

(2) セクハラによる心理的負荷の判断について

- ① どのような基準で判断するのかについて評価基準の明確化がなされると良いと思います。
- ② 心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針第 1 によると、「多くの人が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準によって評価する必要がある」とされています。しかし、セクハラは職場における支配従属関係の中で、優越的な立場を利用して行う性的言動であることから、心理的負荷の判断をする場合も、そのような状況下にある被害者を基準として、評価する必要があると考えます。

以上